

4006 日メキシコ経済連携協定における関税の撤廃及び引き下げの概要

日メキシコ経済連携協定では、両国間の往復貿易額の約97%（日本からの輸出額の約98%、メキシコからの輸入額の約87%）について、この協定の発効から10年以内に関税が撤廃されます。

I. 農林水産品分野について

1. 総論

日墨双方の関心に応えた、メキシコからの農林水産物輸入額のほぼ全てをカバーする農林水産品の関税の撤廃、削減等に合意。

2. 農産品5品目

(イ) 豚肉

従価税率半減の特恵輸入枠の設定（今年度：90,000トン）

(ロ) オレンジジュース

関税率半減の特恵輸入枠の設定（今年度：冷凍してないもので、ブリックス値が20以下のものが5,000トン、それ以外のものが7,000トン）

(ハ) 牛肉

当初2年間 市場開拓枠 10トン（無税）
（今年度：15,000トン）

(ニ) 鶏肉

当初1年間 市場開拓枠 10トン（無税）
（今年度：9,000トン）

(ホ) オレンジ生果

当初2年間 市場開拓枠 10トン（無税）
（今年度：4,100トン）

3. その他の品目

即時撤廃、3～10年の段階的撤廃、無税枠設定、関税削減、再協議、除外の分類で対応。

II. 鉱工業品分野について

1. 総論

日墨双方の関心に応えた、国際的に遜色のない自由化（関税撤廃）に合意。ほぼ全ての品目について、関税を10年以内に撤廃することに合意。

2. 鉄鋼分野の墨側自由化約束

例外なく、全ての鉄鋼製品について、10年以内に関税を撤廃。そのうち、特定業種（注1）向けに使われるもの等については、関税を即時撤廃。

3. 自動車分野の墨側自由化約束

協定発効時より、乗用車及び大型を除くバス・トラックについて、前年の墨国内

販売台数の5%の新規の無税枠を設け、7年目から完全自由化（注2）。

（注1）電子、家庭用電気製品、資本財、自動車の4分野

（注2）墨内に生産拠点を有する企業向けの既存無税枠は、別途維持。